

報告第 2 号

専決処分の報告について

令和 6 年（2024 年）1 1 月 1 8 日午後 5 時 4 2 分頃、京都市伏見区中島秋ノ山町地内の羽束師墨染線において発生した都市整備部土木課職員運転の公用車による交通事故の損害賠償について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

令和 7 年 2 月 2 5 日報告
(2025 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

専 決 処 分 書

交通事故の損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 12 月 26 日専決
(2024 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

交通事故に伴う損害賠償額の決定について

市は、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条による交通事故の損害賠償額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額
金、250,162 円
- 2 損害賠償の相手方
精華町在住者

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議会の委任による専決処分〕

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

国家賠償法（抜粋）

〔公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権〕

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

- ② 略

参考資料

1 事故の概要

令和6年（2024年）11月18日午後5時42分頃、京都市伏見区中島秋ノ山町地内の羽束師墨染線において、都市整備部土木課職員が公用車を走行中、ウインカーを出さずに車線変更した際に、後方から直進してきた相手方車両と接触し、相手方の車両が損傷した。

2 事故後の対応

相手方に怪我のないこと及び双方の車両の損傷状況を確認するとともに、伏見警察署に事故報告を行い、現場検証に立ち会った。

3 損害の程度

相手方	車両の前部バンパーの損傷
当方	なし

4 相手方との示談経過

公益社団法人全国市有物件災害共済会を通して示談に向けた協議を行い、令和6年（2024年）12月26日に示談を行った。

参考資料

付近見取図



拡大図

